

景観法及び足利市景観条例等に関する事務取扱要領

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 景観計画の提案（第3条）
- 第3章 行為の規制等（第4条―第11条）
- 第4章 景観重要建造物等（第12条―第20条）
- 第5章 景観協定（第21条―第23条）
- 第6章 景観整備機構（第24条―第29条）
- 第7章 雑則（第30条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、足利市景観計画（平成21年足利市告示第98号。以下「景観計画」という。）、足利市景観条例（平成22年足利市条例第11号。以下「条例」という。）及び足利市景観条例施行規則（平成22年足利市規則第10号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の定義は、法、条例及び規則において使用する用語の例による。

第2章 景観計画の提案

（景観計画の提案）

第3条 法第11条1項及び2項の規定による提案は、景観計画提案書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画を変更しない旨の通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

第3章 行為の規制等

（景観チェックシート）

第4条 法第16条第1項、2項及び5項の規定による届出には、景観チェックシート（別記様式第3号の1、第3号の2、第3号の3、第3号の4、第3号の5、第3号の6）を添付するものとする。なお、法第16条第2項の規定による届出に添付するチェックシートは、変更に係る部分のみとすることができる。

（勧告等）

第5条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第4号）により行うものとする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 前項の通知書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省

令」という。) 第1条第2項及び条例第7条の規定による図書を添付するものとする。

3 市長は、第1項の通知があった場合において、当該行為が景観計画に適合すると認めるときは、速やかに当該国の機関又は地方公共団体に対し法第16条第6項の規定による協議を要しない旨を通知するものとする。

4 前項の通知は、協議を要しない旨の通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

5 法第16条第6項の規定による協議は、協議書(別記様式第7号)により行うものとする。

(変更命令及び原状回復命令)

第7条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(別記様式第8号)により行うものとする。

第8条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(別記様式第9号)により行うものとする。

(期間の延長)

第9条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(受理通知及び期間の短縮)

第10条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の内容が、景観計画に適合すると認めるときは、速やかに当該届出をした者に対し通知するものとする。

2 市長は、法第18条第2項の規定に基づき、同法同条第1項に規定する期間を短縮するとき、速やかに当該届出をした者に対し通知するものとする。

3 前2項の通知は、景観計画区域内行為(変更)届出受理通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(完了届)

第11条 法第16条第1項に規定する届出を行った者又はその者から当該建築物又は工作物等についての権利を承継した者は、当該行為が完了したときは、速やかに景観計画区域内行為完了届出書(別記様式第12号)を提出するものとする。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定の提案)

第12条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項による提案は、景観重要建造物指定提案書(別記様式第13号)又は、景観重要樹木指定提案書(別記様式第14号)を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等に指定しない旨の通知)

第13条 法第20条第3項又は法第29条第3項による通知は、景観重要建造物等に指定しない旨の通知書(別記様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第14条 法第21条第1項又は法第30条第1項による通知は、建造物にあつては景観重要建造物指定通知書（別記様式第16号）により、樹木にあつては景観重要樹木指定通知書（別記様式第17号）により行うものとする。

2 省令第8条第2項の規定により定める方法は、前項の通知書に当該土地の範囲及び建築物又は工作物の位置を表示した図面を添付して行うものとする。

（景観重要建造物等の指定等の告示）

第15条 条例第10条第2項の規定による告示（第3項において準用する場合も含む）は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地

（現状変更行為等の許可）

第16条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項に規定する許可の申請があつた場合において、その内容が良好な景観の保全に支障がないと認め許可したときは、当該申請をした者に対し、景観重要建造物等現状変更等許可書（別記様式第18号）により通知するものとする。

（原状回復命令等）

第17条 法第23条第1項又は法第32条第1項による命令は、景観重要建造物等原状回復等命令書（別記様式第19号）により行うものとする。

（管理に関する命令又は勧告）

第18条 法第26条又は法第34条による命令又は勧告は、景観重要建造物等の管理に関する命令書（別記様式第20号）又は景観重要建造物等の管理に関する勧告書（別記様式第21号）により行うものとする。

（指定の解除）

第19条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（別記様式第22号）により行うものとする。

（台帳）

第20条 法第44条に規定する台帳は、景観重要建造物台帳（別記様式第23号）又は景観重要樹木台帳（別記様式第24号）とする。

第5章 景観協定

（景観協定に係る一団の土地の規模等）

第21条 法第81条第1項の規定による一団の土地は、0.1ヘクタール以上で次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 5棟以上の建築物が連続している区域

(2) 道路に50メートル以上接する区域

（景観協定書の認可の手続）

第22条 法第81条第4項の規定による認可又は法第84条第1項の規定による認可を受けようとする者は、景観協定（変更）認可申請書（別記様式第25号）に次の図書を添付して提出するものとする。

- (1) 景観協定書の写し
- (2) 景観協定の対象となる土地の区域を示す図書。
- (3) 景観協定区域隣接地を定めた場合は、その土地の区域を示す図書
- (4) 協定を締結した土地所有者等の全員の合意を証する書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

第23条 法第88条第1項の規定による認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（別記様式第26号）に次の図書を添付して提出するものとする。

- (1) 協定を締結した土地所有者等の過半数の合意を証する図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

第6章 景観整備機構

（指定の申請）

第24条 法第92条第1項の規定による申請は、景観整備機構指定申請書（別記様式第27号）に次の書類を添付して提出するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 法人の組織及び沿革を記載した書類
- (4) 法第93条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (5) 前年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（指定の通知）

第25条 市長は、前条の申請をした法人を景観整備機構に指定したときは、直ちに景観整備機構指定通知書（別記様式第28号）により当該景観整備機構に通知するものとする。

（変更の届出）

第26条 法第92条3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書（別記様式第29号）を提出するものとする。

2 景観整備機構は、業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ景観整備機構業務変更届出書（別記様式第30号）を提出しなければならない。

（業務の報告）

第27条 景観整備機構は、各会計年度の終了後速やかに当該年度の業務に関する報告書及び収支決算書並びに次年度の業務に関する計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

（改善の命令）

第28条 法第95条第2項の命令は景観整備機構業務改善命令書（別記様式第31

号) により行うものとする。

(指定の取消)

第29条 法第95条第3項の規定により景観整備機構の指定を取り消したときは、速やかに景観整備機構指定取消通知書(別記様式第32号)により通知するものとする。

第7章 雑則

第30条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は平成22年10月1日から施行する。

附則

この要領は令和元年10月1日から施行する。